

桜区市民活動ネットワークの登録及び支援等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、市民活動の活性化と協働の推進を図ることを目的に、区内で活動する市民活動団体（以下、「団体」という。）を桜区市民活動ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）として登録する制度を設置し、ネットワーク登録団体（以下、「登録団体」という。）に対する支援を行うほか、登録団体間の連携を推進するために、必要な事項を定めるものとする。

(登録団体の要件)

第2条 ネットワークに登録することができる団体は、次の要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 区民が自主的に設立し、区によりよいまちづくりのために実践的な活動を行う団体であること。
- (2) 区内に事務所又は活動拠点を構えていること。
- (3) 会則、規約又はこれに代わるものを有していること。
- (4) 3人以上で構成され、会員名簿を有していること。

(登録団体の活動内容)

第3条 ネットワークに登録することができる団体の活動内容は、桜区のまちづくりのための活動のうち、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 地域コミュニティの醸成に関する活動
- (2) 自然・環境に関する活動
- (3) 健康・福祉に関する活動
- (4) 歴史・文化・伝統に関する活動
- (5) 安全・生活環境に関する活動
- (6) 青少年の健全育成に関する活動
- (7) スポーツの振興に関する活動
- (8) その他、区長が特に認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を行う団体の登録は認めない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を主張し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 専ら団体内における趣味や娯楽を目的とする活動
- (5) 営利を目的とする活動
- (6) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。次号において「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動
- (7) 会員（役員等を含む。）のうちに暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるものの活動
- (8) その他、区長が適当でないと判断した活動

(登録の申請)

第4条 ネットワークの登録を受けようとする団体は、桜区市民活動ネットワーク登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、区長に提出しなければならない。

- (1) 会則、規約又はこれに代わるもの

- (2) 会員等名簿（役員等を含む）
- (3) 活動計画書（様式第2号）
- (4) 収入支出予算書（様式第3号）
- (5) 誓約書（様式第4号）
- (6) その他区長が必要とする書類

（登録の完了）

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第2条から前条に掲げる内容を審査し、登録する。

- 2 区長は、ネットワークに登録した団体に対し、桜区市民活動ネットワーク登録通知書（様式第5号）を送付する。
- 3 区長は、第1項の規定により登録した場合において、必要があるときは条件を付することができる。

（登録団体への支援）

第6条 区長は、登録団体に対し、区役所地域活動コーナーの貸し出し、団体のPR、市民活動に関する情報の提供、登録団体間の連絡調整などの支援を行う。

- 2 区長は、登録団体が単独又は複数で区のまちづくり等に寄与する事業を行う場合、予算の範囲内で財政的支援を行う。なお、財政的支援の詳細事項については、別に定める。

（登録団体の連携推進）

第7条 区長は、登録団体に対し、意見交換や交流の機会を提供することにより、登録団体間の連携を図るものとする。

（登録内容の変更）

第8条 登録団体は、次の各号のいずれかに変更がある場合には、桜区市民活動ネットワーク登録内容変更届（様式第6号）により届け出なければならない。

- (1) 登録団体の名称
- (2) 登録団体の所在地
- (3) 代表者の氏名、住所及び連絡先
- (4) 会則、規約又はこれに代わるもの
- (5) 会員（役員等を含む）
- (6) その他必要な事項

（登録の取消し）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、登録の取り消しを行うことができる。

- (1) 登録団体から桜区市民活動ネットワーク登録取消申請書（様式第7号）が提出されたとき。
- (2) 登録団体の運営が著しく適正を欠くと認められ、その改善命令に従わないとき。
- (3) 登録団体の解散又は合併により、目的を達成することができないと判断されるとき。
- (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当する活動を行ったとき。

（活動報告書の提出）

第10条 登録団体は、毎年度、活動報告書（様式第8号）を区長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。